



オンライン学習実施に関する ガイドライン

～松原市の子どもたちの学びを止めないために～

家庭用 Ver.2



令和4年4月改訂

松原市教育委員会

はじめに

国のGIGAスクール構想をふまえ、松原市においても、すべての児童生徒に一台ずつのタブレットパソコンを整備しました。

これにより、児童生徒がタブレットパソコンを当たり前の学習ツールとして活用しながら、活発に意見を交流し思考を深める、いわゆる「主体的・対話的で、深い学び」につながる授業づくりを進めるとともに、情報活用力の一層の向上や、家庭における学習内容や方法についてのさらなる充実を図ってまいります。

教育委員会としては、学校における授業改善、児童生徒の学力向上に向け、タブレットパソコンの活用を大いに進めていただきたいと考えております。

さて、令和4年当初は、全国的な新型コロナウイルス・オミクロン株の拡大により、いわゆる「第6波」を経験しました。本市においても、学校での感染拡大防止に向けて、臨時休業・学年閉鎖を行い、児童生徒の学びを止めないための、タブレットパソコンを活用したオンライン学習を実施しました。

また、感染者や濃厚接触者等と確認されるなど、一定期間登校できない児童生徒の個別の学習支援、心のケア等のあり方についても、個々の状況に応じて対応してまいりました。

そこで令和3年5月に策定した松原市「オンライン学習のガイドライン」を改訂いたします。この改訂「オンライン学習のガイドライン」は、松原市立小学校・中学校におけるオンライン学習についての位置づけと、実施する場合の確認事項を示したものです。

今後も引き続き、本ガイドラインに基づき、各学校において児童生徒の実情に応じた具体的な対応を進めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力を頂きますようお願いいたします。

〔問い合わせ先〕

松原市教育委員会 教育研修センター

代表：072-334-1550（内線 2586）

本ガイドラインにおける定義

オンライン授業： 家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、
google Meet やZoomなどを利用した同時双方向型の授業

オンライン学習： 家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、
インターネットと接続するなどして児童生徒が個別で行う学習

※厳密にオンライン授業には、オンデマンド型の学習動画の視聴やメールなどによる学習課題の配信回収なども含まれるが、ここではgoogleMeet やZoomなどを利用した同時双方向型の授業をオンライン授業としてガイドラインを示す。

1. オンライン授業 ・ オンライン学習 実施の目的

- 学校において感染が広がるなどして一定期間臨時休業となった場合、「学びを止めない」ことを目的として実施します。
- 感染者や濃厚接触者と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒に対する学習支援、心のケア等を目的として実施します。

2. オンライン授業の実施について

(1) オンライン授業の在り方について

【臨時休業期間】

- ・学校が臨時休業となった場合、原則、オンライン授業を実施します。
ただし、休業期間の設定日数等をふまえ、市教育委員会と協議の上実施日数を定めます。
- ・午前中を基本として、2～3コマを目安に実施します。
1コマの長さについては、子どもたちが集中して取り組めるよう、弾力的に取り扱います。

【感染者や濃厚接触者と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒への学習支援、心のケア等】

- ・学校は、児童生徒・保護者と十分相談の上、了承を得たうえでオンライン授業を実施します。

※オンラインでの学習支援は、あくまでも「学校の学習内容を伝達する目的」で実施するものであり、オンラインでの学習支援を受ければ、学習がすべて完結するわけではないことを、ご理解ください。

(放課後にオンラインで支援を行う場合)

- ・適切に心のケアを行う必要があるため、放課後等を活用して、計画的に面談や学習支援等を行います。

(日常の授業をオンラインで配信する場合)

- ・日常の授業を配信して学習支援する場合は、どの教科、単元、学習について配信を行うのか、児童生徒並びに保護者と事前に相談します。

(2) 留意事項

臨時休業中のオンライン学習のねらいは、子どもたちの「学びを止めないこと」であることをご理解の上、以下の点にご留意願います。

- ・ 授業の際に映り込んだ、他の児童生徒の個人情報にかかわる動画・音声等を録画・撮影したり、それらをSNSにアップロードしたりしないようにしてください。
- ・ オンライン授業を受ける際には、児童生徒の顔だけでなく、背景（部屋など）が他の授業参加者にも配信されることなどを、事前に指導をしますが、気になる点につきましては各学校にご相談ください。
- ・ 原則として、保護者が指定した場所以外で、オンライン授業への参加を行わないようにしてください。
- ・ 支援が必要な児童生徒等、配慮が必要な場合は、各学校にご相談ください。

3. オンライン学習の実施について

【臨時休業期間】

- ・ 双方向のオンライン授業と、学習に関連した動画やWEBサイトの視聴などのオンライン学習や従来の紙ベースの学習を組み合わせるなど、学習課題を必要に応じて設定して実施します。
- ・ 令和3年11月に導入されたAIドリル「eライブラリ アドバンス」を有効に活用し、子どもたちの自学自習を支援します。

※ 午前中に2～3コマのオンライン授業を実施し、午後には、学校が指定した教材をWebページからダウンロードして学習を行うことなどが想定されます。

【感染者や濃厚接触者と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒への学習支援、心のケア等】

- ・ 児童生徒の状況に応じ、心のケアを最優先に柔軟に対応します。
- ・ オンラインで児童生徒の様子を確かめ、心のケア等を行った後、学習に関連した動画やWEBサイトの視聴、従来の紙ベースの学習を組み合わせるなど、児童生徒一人ひとりの学習課題を設定して実施します。
- ・ 令和3年11月に導入されたAIドリル「eライブラリ アドバンス」を有効に活用し、子どもたちの自学自習を支援します。